

議案第 20 号

一部事務組合の取扱いについて

一部事務組合の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年5月31日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 1市3町が加入している栃木県市町村消防災害補償等組合については、新市として引き続き加入する。
- 2 上三川町，上河内町，河内町が加入している栃木県町村議会議員公務災害補償等組合及び栃木県自治会館管理組合については，合併の日の前日をもって脱退するものとする。
- 3 上三川町が加入している石橋地区消防組合及び小山広域保健衛生組合については，合併の日の前日をもって脱退するものとする。
- 4 上三川町，上河内町，河内町が加入している栃木県市町村職員退職手当組合については，今後，新市の退職手当の長期的推計や財政状況，また組合と宇都宮市との制度比較などを勘案し，合併までにその方向性を決定する。

協定項目	一部事務組合の取扱い		所管専門部会名	総務専門部会
調整の方向性	1 1市3町が加入している栃木県市町村消防災害補償等組合については、新市として引き続き加入する。 2 上三川町，上河内町，河内町が加入している栃木県町村議会議員公務災害補償等組合及び栃木県自治会館管理組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。 3 上三川町が加入している石橋地区消防組合及び小山広域保健衛生組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。 4 上三川町，上河内町，河内町が加入している栃木県市町村職員退職手当組合については、今後、新市の退職手当の長期的推計や財政状況，また組合と宇都宮市との制度比較などを勘案し，合併までにその方向性を決定する。			
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応				
加入の状況	一部事務組合の名称と構成市町	事務内容や現況等	合併時の考え方	課題等
① 1市3町が加入しているもの	・ 栃木県市町村消防災害補償等組合（県内全市町村）	・ 非常勤の消防団員等の損害補償や退職報奨金の支給等	・ 新市として引き続き加入。	
② 3町が加入しているもの	・ 栃木県町村議会議員公務災害補償等組合（県内町村）	・ 町村の議会議員の公務災害補償	・ 3町は組合から脱退。	
	・ 栃木県市町村職員退職手当組合（県内の一部の市と町村）	・ 職員の退職手当支給	・ 合併の枠組決定を受け退職金の支払などの試算を行い、その結果などにより方向性を検討。	・ 給与制度の方針や，組合脱退の場合の精算金の発生などを見極めながら検討する必要。
	・ 栃木県自治会館管理組合（県内町村）	・ 栃木県自治会館の設置，管理運営	・ 3町は組合から脱退。	

加入の状況	一部事務組合の名称と構成市町	事務内容や現況等	合併時の考え方	課題等
③特定の市町が加入しているもの	・宇都宮市市街地開発組合（栃木県と宇都宮市で構成）	・工業団地の造成，管理，処分等	・これまでどおり存続。	
	・石橋地区消防組合（石橋町，国分寺町， <u>上三川町</u> ， <u>壬生町</u> ，南河内町）	・消防事務と液化石油ガス工事届出事務	・組合から脱退。上三川町に係る財産と事務は宇都宮市に帰属。	・組合職員の処遇。
	・小山広域保健衛生組合（小山市，石橋町， <u>上三川町</u> ， <u>南河内町</u> ，国分寺町，野木町）	・し尿処理施設の建設と管理運営	・組合から脱退。	

一部事務組合の取扱い

(1) 先進事例

ア 新潟市の例（平成 13 年 1 月 1 日 編入 1 市 1 町）

黒埼町が加入している一部事務組合については、合併の前日をもって脱退する。

ただし、黒埼町が加入している西蒲原福祉事務組合及び三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合については、新潟市が黒埼町の地位を継承する方向で検討する。

イ 福山市の例（平成 15 年 2 月 3 日合併 編入 1 市 1 町）

福山市と内海町が加入している一部事務組合等については、福山市として引き続き加入するものとする。

内海町のみが加入している一部事務組合等については、合併の前日をもって脱退するものとする。

沼隈内海広域行政組合については、福山市が地位を継承する。

ウ 静岡市の例（平成 15 年 4 月 1 日合併 新設 2 市）

静岡卸売市場組合については解散し、その事務を新市に引き継ぐとともに、その他の事務の共同処理については、両市は合併の前日をもって協議会等から脱退し、合併の日に参加する方向で調整する。

両市の財産区は現行のとおりとする。

両市に設立されている公社のうち公法人については、合併時に統合し、その他の公社等については、合併時に再編するように調整に努めるものとする。

エ 前橋市の例（平成 16 年 12 月 5 日合併予定 編入 1 市 1 町 2 村）

1 一部事務組合の取扱い

(1) 大胡町、宮城村及び粕川村が加入している群馬県市町村総合事務組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。

(2) 大胡町、宮城村及び粕川村が加入している群馬県市町村会館管理組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。

(3) 大胡町、宮城村及び粕川村が加入している前橋広域市町村圏振興整備組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。

ただし、合併後の前橋広域市町村圏振興整備組合の共同処理する事務等については、合併時まで構成市町村が協議して定めるものとする。

2 土地開発公社の取扱い

大胡町、宮城村及び粕川村が構成団体となっている勢多中央土地開発公社については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。

ただし、合併後の勢多中央土地開発公社の取扱いについては、合併時までに構成団体が協議して定めるものとする。

オ 鹿児島市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併予定 編入 1 市 5 町）

吉田町、喜入町、松元町及び郡山町が加入している一部事務組合及び広域連合については、平成 1 6 年 1 0 月 3 1 日をもって脱退し、消防、介護保険、ごみ、し尿及び斎場に係る共同処理業務は、鹿児島市に引き継ぐことを基本に合併時までに調整するものとする。

（２）関係法令

○**地方自治法**（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）

（組織、事務及び規約の変更）

第 2 8 6 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 略